はじめに

世田谷区は、平成７年度に策定した「せたがやノーマライゼーションプラン」が１０年間の計画期間を終了することに伴い、新たな計画の策定に取り組んできました。

この間、平成１５年に施行された支援費制度により、障害福祉サービスの提供は「行政の措置」から「利用者自身による選択」へと転換されました。

その後、サービス利用者の急増などによる制度の見直しを契機に、障害者自立支援法が平成１７年１０月に成立し、わが国の障害者（児）施策はさらに大きな転換期を迎えています。

このような大きな変革の中で、区としての今後１０年の方向性を定めることは、見通しの難しいものでした。しかし、区民各位からも幅広く意見を伺い、区民に最も身近な基礎的自治体として、区内に住まう障害者（児）が地域でいきいきと暮らしていくための支援の方策を検討し、このたび、新たな「せたがやノーマライゼーションプラン」をとりまとめました。

本計画は、「安心して地域で自立した生活を継続できる社会の実現」を基本理念として、幼児期から成人期まで一貫した地域生活の支援と、実現に向けた区民・事業者・区の連携協働の仕組みづくりに取り組むものです。

区といたしましては、国のさらなる障害者（児）施策の見直しなどの動向に引き続き注意を払いつつ、誰もが安心して生活できる地域社会をめざして総合的に施策を推進してまいります。

最後に、計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました区民の皆様をはじめ、地域保健福祉審議会委員、障害者施策推進協議会委員、区議会議員など、関係の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成１８年３月

世田谷区長　熊　本　哲　之